

はしがき

事業承継に関する多くの書籍が出版されていますが、この本には類書と一線を画する2つの特徴があります。

- ① 事業承継というと、一般的に贈与税・相続税の納税猶予制度を解説するものが大半です。

それは、高株価企業の後継者の相続税の負担が事業承継の支障になっているという点から取り上げているものと思われます。過大な相続税の負担の解消は、中小企業の重要な課題であることに異論はありません。ただ、現実には、多くの中小企業の中で、この納税猶予制度の活用が必要な会社はほんの一握りです。そこで、中小企業の承継が我が国の重要課題である中、特に相続税を強く意識しないで済む大多数の会社に必要な承継手法を紹介したものが本書です。

とりわけ、令和4年3月に改訂された「事業承継ガイドライン」に込められた税理士や弁護士に対する支援要請の想いを丁寧に読み取って編纂しています。

さらに、「親族外承継」が拡大している状況を鑑み、新たに第11章を設け、「中小M&Aガイドライン」及び「中小PMIガイドライン」をベースとした詳細な解説を行っています。

- ② 本書は、税理士と弁護士との共同執筆という体裁を採っています。それも、各章ごとに原則として税理士・弁護士のペアで執筆しています。それは、研究会の構成が、各項目を税理士と弁護士から交互に（隔月に）報告し、その内容を議論するという研究会スタイルを採用しているところから発想したものです。

さらに、この執筆の過程で、それぞれの専門家が議論を重ねています。それゆえ、類書とは一線を画していると自負するところ

です。

本書は、多くの税理士・弁護士が参加し、執筆しています。その表現については、多少のばらつきがあるところは、寛容にお読みいただきたいと思います。また、参考文献も少なく、新たな専門的視点も多くあるところ、以上の2点の特徴を本書に織り込むことにより、解釈に疑義・異論の生ずるところもあるでしょう。これについては、読者の叱責・意見を待ちたいところです。

このタックス・ロー合同研究会は、今後も、社会的な有用なテーマについて議論を重ねていくことになろうかと思えます。全国で税理士と弁護士の研究会は数多あると思われませんが、貴重な成功事例として本書を手にとっていただければ幸いです。

最後に、編集に多大な労力を割いていただいた(株)日本法令の竹渕学氏には深く感謝の意を表します。

令和5年6月

タックス・ロー合同研究会事務局 税理士 坂部 達夫

第 1 章

事業承継の現状と課題

I	本書編纂の経緯	2
	◇タックス・ロー合同研究会について	2
II	事業承継ガイドラインを読み解く	4
①	事業承継ガイドライン	4
②	本書における事業承継の意義	5
③	中小企業の意義と本書での取扱い	5
④	中小企業の事業承継を取り巻く現状	6
⑤	事業承継支援と廃業支援	10
⑥	親族外承継の動向	11
⑦	狭義の事業承継税制の活用実態	12
III	事業承継を円滑に進めるための 手法についての概略	14
①	事業承継税制	14
②	株式の生前贈与と生前譲渡	15
③	種類株式等の発行	16
④	信託の活用	18
⑤	一般社団・財団法人の設立	19

⑥	生命保険の活用	20
⑦	持株会社の設立	21
⑧	経営者保証ガイドライン	22
⑨	改正民法と事業承継	24
⑩	親族外承継	25

第2章 事業承継税制の問題点

I 事業承継税制の概要

◇	手続き及び要件	28
---	---------	----

II 事業承継税制の実務上の問題点

①	手続きが煩雑な点	43
②	納税免除ではなく、納税猶予である点	43
③	後継者が1人ではなく、複数いる場合	45
④	経営者の親族外への贈与又は遺贈をする場合	46
⑤	後継者が親族外から贈与又は遺贈を受ける場合	47
⑥	遺留分の問題点（固定合意・除外合意をすること）	50
⑦	後継者の経営の自由度の制限	53
⑧	費用対効果の面	54

第3章

株式の生前贈与と 生前譲渡

I	贈与と譲渡の選択のポイント	58
①	高株価企業で後継者がいる場合	62
②	高株価企業で後継者がいない場合	71
③	債務超過・低株価企業で後継者がいる場合	74
④	債務超過・低株価企業で後継者がいない場合（株式売却）	78
⑤	中小企業に共通する法的検討事項	79
II	特別受益の法務	81
①	特別受益の対象となる生前贈与とは	81
②	特別受益の持戻し免除	81
③	特別受益と遺留分侵害額請求権の行使との関係	83
④	特別受益と経営承継円滑化法（固定合意・除外合意）との関係	84
III	遺留分の放棄	86
IV	過去の贈与税申告内容の開示請求 手続き	87

V	贈与時及び譲渡時の非上場株式等の株価の算定方法	89
①	個人株主間の贈与時の税務上の時価の算定方法	89
②	譲渡時の時価の算定方法	92
VI	自己株式の取得と処分	97
①	自己株式の（有償）取得の法務	97
②	自己株式の取得時の税務	99
③	自己株式の処分の法務	104
④	自己株式の処分時の税務	105
VII	贈与税制度の改正	109
①	暦年課税制度	109
②	相続時精算課税制度	109
③	適用時期	110
④	事業承継への影響	110

第 4 章 種類株式等

I	事業承継と種類株式等	112
II	種類株式の活用方法	113

①	種類株式の概要	113
②	種類株式で「できること」と「できないこと」	114
③	種類株式と事業承継における活用	118
Ⅲ	属人的定め の活用方法	124
①	属人的定めによって「できること」と「できないこと」	124
②	属人的定めの活用方法	125
Ⅳ	種類株式等 の発行手続き等	126
①	普通株式から種類株式への変更手続き	126
②	新たに種類株式を追加・発行する場合の手続き	126
③	種類株式発行会社においてある種類株式の内容の変更をする場合の手続き	128
④	定款に属人的定めを設ける手続き	129
V	種類株式発行会社における運営 ～種類株主総会の手続き	130
①	種類株主総会の権限	130
②	種類株主総会の手続き等	133
Ⅵ	種類株式の税務	134
①	種類株式の評価	134
②	課税の繰延べ	136

第 5 章 事業承継と信託

I	事業承継の目的での信託の活用 手法と株式信託の活用パターン 140
①	先代オーナーの相続発生時に承継を発生させる パターン（遺言代用信託） 140
②	先代オーナーの生前に承継を発生させるパターン （非遺言代用信託） 150
II	信託活用を検討する際の視点 154
①	事業信託とは 154
②	承継のタイミング 155
③	信託の機能と注意点 157
III	信託の法務と税務 159
①	信託の法務 159
②	信託の税務 163
IV	事業承継における株式信託の 問題点 168

- ① 議決権指図権に関して 168
- ② 遺留分制度と株式信託 171

V 信託における手続き 175

- ① 全体の流れ 175
- ② 法務上の留意点 175
- ③ 税務上の留意点 184
- ④ 法務と税務を加味した信託の一連の流れ 185

第 6 章

一般社団法人・一般財団法人

I 一般社団法人・一般財団法人の基礎知識 188

- ① 一般社団法人・財団法人の制度の基礎知識 188
- ② 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の税務の基礎知識 191

II 一般社団法人を使った相続税節税対策 197

- ① なぜ一般社団法人が事業承継対策（相続対策）として着目されたのか 197

- ② 個人から法人への贈与等又は譲渡に係る税金 …………… 199
- ③ 平成 30 年度税制改正 …………… 204

Ⅲ 税制改正後の公益社団・財団法人、 一般社団・財団法人を使った相続税 対策 …………… 213

- ① 一般社団法人等（非営利型以外法人）を用いる方法
…………… 213
- ② 非営利型法人を用いる方法 …………… 214
- ③ 公益社団・財団法人を用いる方法 …………… 216
- ④ 信託における受託者としての利用 …………… 217

Ⅳ 一般社団法人のガバナンス …………… 221

- ① 法人法に基づく適切な運営の重要性 …………… 221
- ② 一般社団法人の機関とコンプライアンス、ガバナンス
…………… 221

第 7 章 生命保険の活用

Ⅰ 事業承継における生命保険 活用事例 …………… 228

- ① 事業継続資金の確保をするために …………… 229

- ② 経営者家族の生活資金確保のために 230
- ③ 役員退職金の準備のために 231
- ④ 従業員退職金の準備のために 232
- ⑤ 自社株式買取資金の準備のために 233
- ⑥ 相続対策資金の準備のために 233

Ⅱ 事業承継における生命保険活用の 法務 237

- ◇特別受益の裁判事例 237

Ⅲ 事業承継における生命保険活用の 税務 242

- ① 生命保険の種類 242
- ② 定期保険・第三分野保険に係る法人税基本通達の改正 248
- ③ 退職金等として支給する生命保険契約等に係る
所得税基本通達の改正 255

Ⅳ 新しい遺留分制度 257

- ◇遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ 257

第 8 章 持株会社と事業承継

I 事業承継における持株会社の活用 260

- ① 持株会社化の有用性 260
- ② 活用事例 261

II 持株会社の手法 265

- ① 株式移転を用いた完全支配関係の持株会社の設立 .. 265
- ② 会社分割により収益部門を切り出し子会社を設立 .. 274
- ③ 持株会社を新設しオーナー経営者の株式を譲渡 281

III 完全支配関係を有する会社間の 法人税法上の取扱い 285

- ① 受取配当等の益金不算入 285
- ② 完全支配関係法人間取引における課税の繰延べ 286
- ③ グループ通算制度 287

第9章

経営者保証 ガイドラインの活用

I	「経営者保証に関するガイドライン」 の意義	290
①	ガイドライン制定の経緯	290
②	ガイドラインの概要	291
③	事業承継における経営者保証ガイドライン	293
II	主たる債務者が債務完済可能の 場合の対応策	295
①	本ガイドラインの規定	295
②	前経営者	295
③	後継者	297
④	事業承継時の特則	303
⑤	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けての 動き（経営者保証改革プログラム等）	306
III	主たる債務者が債務完済不能 （免除必要）の場合の対応策	311
①	保証債務免除の趣旨	311
②	手続きと類型	311
③	保証人にとってのメリット	312

④	対象債権者	313
⑤	本ガイドラインの適用を受けるための主たる要件	314
⑥	残存資産（インセンティブ資産）	317
⑦	金融機関との事前調整と特定調停手続き	323
⑧	申立て及び申立後の手続き	326
⑨	事 例	328

第 10 章 民法改正と事業承継

I	概 要	334
----------	-----	-----

II	債権法改正が事業承継に与える影響	335
-----------	------------------	-----

- ① 詐害行為取消請求の改正が事業承継に与える影響 335
- ② 債権譲渡の改正が事業承継に与える影響 337
- ③ 保証契約の改正が事業承継に与える影響 339

III	相続法改正が事業承継に与える影響	341
------------	------------------	-----

- ① 遺留分に係る改正が事業承継に与える影響 341
- ② 経営承継円滑化法と遺留分に関する民法の特例 344
- ③ 配偶者居住権が事業承継に与える影響 347

- ④ 特別寄与料の改正が事業承継に与える影響 351
- ⑤ 遺言の改正が事業承継に与える影響 352

第 11 章 親族外承継

I	親族外承継（総論）	354
①	親族外承継とは	354
②	親族外承継に関する近時の動向	354
II	従業員承継	359
①	従業員承継の概要	359
②	従業員承継における課題と対応策	360
III	M & A	369
①	M&A の概要	369
②	M&A の手続き	371
③	M&A の代表的な手法	375
④	支援機関への相談	391
⑤	譲受側による資金調達	392
IV	P M I	393
①	PMI とは何か	393

② PMI の全体像	395
③ PMI の推進体制及び取組	396

凡 例

本書では、下記に掲げる法令・通達名について、かっこ内において下記のように略記している。

- 所得税法…所法 ●所得税法施行令…所令 ●所得税法施行規則…所規
- 法人税法…税法 ●法人税法施行令…法令 ●法人税法施行規則…法規
- 相続税法…相法 ●相続税法施行令…相令 ●相続税法施行規則…相規
- 消費税法…消法 ●消費税法施行令…消令 ●消費税法施行規則…消規
- 租税特別措置法…措法 ●租税特別措置法施行令…措令
- 租税特別措置法施行規則…措規
- 国税通則法…通則法 ●地方税法…地法 ●登録免許税法…登免法
- 会社法施行規制…会社規
- 会社計算規則…会社計規
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律…円滑化法
- 個人情報の保護に関する法律…個人情報保護法
- 所得税基本通達…所基通 ●法人税基本通達…法基通
- 相続税法基本通達…相基通 ●財産評価基本通達…財基通
- 消費税法基本通達…消基通 ●租税特別措置法関係通達…措通
- 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準…自己株式基準

<省略方法の例>

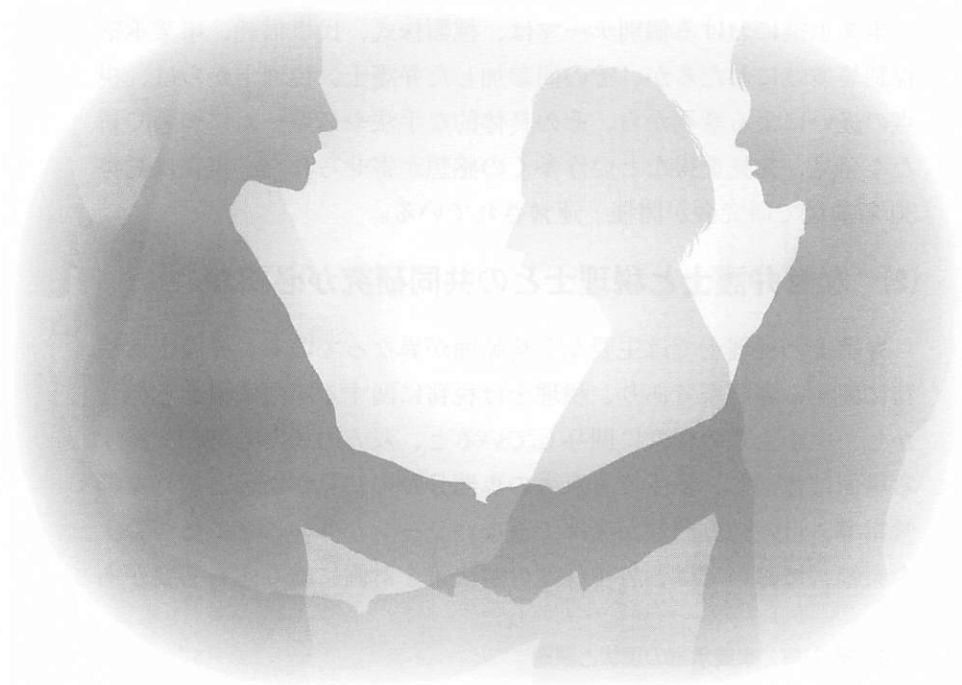
所得税法第137条の2第12項第3号 ➔ 所法137の2⑫三

なお、本書の記述は、令和5年4月1日現在の法令等に基づいている。

第1章

事業承継の現状と課題

税理士 坂部 達夫



I 本書編纂の経緯

◇タックス・ロー合同研究会について

(1) タックス・ロー合同研究会の発足とその足取り

東京弁護士会の中小企業支援センターと東京税理士会の日本税務会計学会法律部門が第一回研究会を開催したのは、平成28年9月で、以来1か月おきに研究会を開催してきた。令和5年4月には会を重ねること36回に及び、事業承継に関する個別テーマについて議論を重ねてきた（現在は、事業再生・廃業、税理士事務所の経営などについて、法務・税務の面から議論を重ねている）。

事業承継における個別テーマは、種類株式、民事信託、事業承継税制等多岐にわたるが、その間参加した弁護士、税理士からは、視点の違いによる意見から、その具体的な手法やスキームについて新たな発見、知見を得たという多くの感想が寄せられた。現在は総勢30名前後で研究会が開催・運営されている。

(2) なぜ弁護士と税理士との共同研究が必要か

弁護士と税理士では主要な業務範囲が異なっている。弁護士は法務に関する専門家であり、税理士は税務に関する専門家である。しかし、中小企業の経営に関与していると、双方の専門分野が交錯する場面に遭遇し、多少でも双方の専門分野の知見がないと適確な経営指導、自らの専門性が発揮できないシーンが多いことに気づく。企業経営においては、各種課題の解決策を計画に織り込む必要があ

るが、事業承継、企業再生、組織再編等のスキーム策定の過程で弁護士及び税理士等の専門家の知見の融合化が必要なのである。

経営者及び法務・税務に関わる専門家の信頼関係が企業経営の基盤形成に欠かせないゆえんである。法務・税務の共同研究の成果が中小企業の繁栄に結びつき、さらに中小企業マーケットを通して経済社会へ与える好ましい影響を考えると、その共同研究の必要性はきわめて高いといえる。

II

事業承継ガイドラインを 読み解く

1 事業承継ガイドライン

令和4年3月に「事業承継ガイドライン」が改訂され（第3版）、平成28年12月改訂時以降の時代の変化に応じた新たな課題と対応策が反映された（初版ガイドラインは平成18年12月公表）。また、同じく中小企業庁から「事業承継マニュアル」（以下「マニュアル」という）が刊行されているので、参考にされたい。

ガイドラインの「はじめに」に記載されているように、このガイドラインの目的としては、中小企業経営者に対して事業承継における課題の周知と、他方で中小企業の支援を行う機関・団体、金融機関、自治体関係者、士業等の専門家の方（以下「支援者」という）に対して、事業承継支援のスタンダードとしての活用を期待するものとなっている。とりわけ第3章では、親族内承継と従業員承継及び社外への引継ぎ（M&A）の3つの類型に分け、その実務上の留意点及び課題に言及している。さらに従業員承継や第三者承継については、その内容を充実させ、第三者承継については令和2年3月に策定された「中小M&Aガイドライン」等の内容を反映させている。

さらに第4章において、「事業承継の円滑化に資する手法」を紹介しており、具体的には、「種類株式の活用」「信託の活用」「生命保険の活用」「持株会社の活用」を取り上げている。

② 本書における事業承継の意義

本書における事業承継とは、中小企業における株式の承継と後継経営者の経営に対する意欲の維持・向上のインセンティブとなる施策の総称とする。すなわち、生前贈与、民事信託、種類株式、持株会社、一般社団法人等の活用による事業及び資産の円滑な引継ぎのためのスキームの総称としている。

「事業承継税制」とは、一般的に贈与税及び相続税の納税猶予制度のことをいうが、これは狭義の事業承継税制であり、本書では中小企業の事業承継のためのさまざまな施策を行う場合に関わる税制全般を検討する。とりわけ、中小企業 358 万社（「中小企業白書（2022 年版）」、2016 年現在）のうちの大多数を占める狭義の事業承継税制を活用するまでもない債務超過・低株価企業にも提案できる内容を意識して執筆している。

③ 中小企業の意義と本書での取扱い

中小企業庁が示す中小企業については、業種を製造業・卸売業・小売業・サービス業に分類し、それぞれの業種ごとに「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」により、中小企業の範囲を特定している（例えば、サービス業の場合には、資本金の額等が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社をいう）。

また、ガイドラインには、第 5 章にて個人事業主の事業承継の対象として取り上げているので、法人のみならず個人も事業承継という範疇に取り込んでいるのがわかる（令和元年度税制改正により個人版事業承継税制が創設されており、平成 31 年 1 月 1 日からの特定事業用財産の贈与・相続から適用されている）。

さらに、法人の事業形態にも、株式会社、合同会社、事業信託、一般社団法人等があり、また株式会社にも非公開会社・公開会社の区分がある。本書では会社の類型については、章立てで活用を解説した一般社団法人を除き、原則として株式会社に限定している。また、非公開会社・公開会社の区分については、平成18年の会社法の改正以後、その区分を明確にして取り扱われていない状況を勘案して、非公開・公開を区分して取り扱っていない。また、ガイドラインでは個人事業も対象としているが、本書では取り上げないこととする。

④ 中小企業の事業承継を取り巻く現状

「中小企業白書（2020年版）」によれば、2019年に入り米中貿易摩擦、消費税率の引上げ、さらに2020年初頭から新型コロナウイルスの蔓延防止から国内・国外ともに人の動きに制約がかかり、経済に大きな打撃を受けることが避けられない状況にある。

なお、売上げや経常利益の推移についても、リーマン・ショック後横ばいであったが、2020年の2月より始まるコロナ禍により、深い落込みが懸念され、10年超減少を続けてきた倒産件数についても、コロナ支援策の打切り等により今後急激な増加が危惧される場所である。2023年3月の月例経済報告では、基調判断において「景気は一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直している」としつつも、海外景気の下振れや世界的な金融引締めが景気の下押しリスクとなり、物価上昇や金融資本市場の動向・影響に注意を促している。

また、中小企業の人手不足感は、業種別にばらつきはあるものの、2013年以降は強まり続けており、依然として人手不足の状況は続いている。

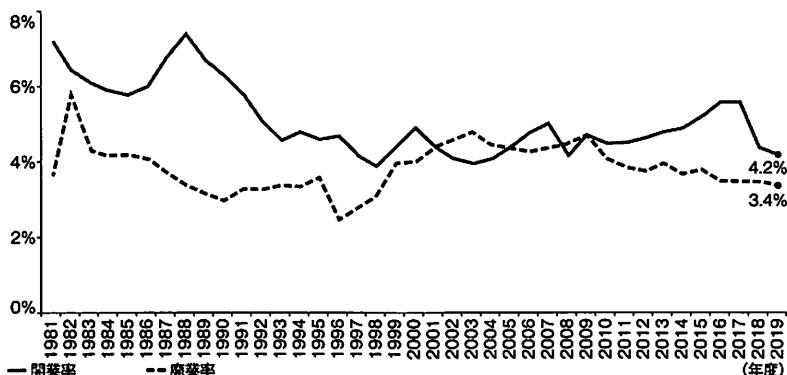
さらに、政府は2019年4月より、「働き方改革関連法」を順次施

行しており、年5日の年次有給休暇の取得について、すでに中小企業にも適用が開始されている。加えて、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金についても順次適用が開始され、中小企業もこれらに着実に対応していくことが求められている。

以上のように労働環境の整備が求められる中で、労働生産性（従業員1人当たりの付加価値額）の向上は喫緊の課題であるが、我が国の労働生産性は、企業全体で見ても OECD 加盟国の中でも低い水準に位置しており、2020年の労働生産性は OECD 加盟国36か国中28位となっている。とりわけ、中小企業の労働生産性は、大企業に比べ低い位置で長らく横ばい傾向が続いており、足下では大企業との差は徐々に拡大している状況にある。

次に開業率・廃業率の推移であるが、我が国の開業率は、1988（昭和63）年をピークに減少に転じ、2000年代を通じて穏やかな上昇傾向で推移していたが、足元では再び低下傾向となっている。一方で、廃業率は1996年以降増加傾向で推移していたが、2010年に減少傾向に転じている。2000（平成12）年から2010（平成22）年にかけて開廃業率ともに4%台で推移していた。その後、開業率が上回る形でその差が拡大していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、開業率が落ち込み、廃業率が上昇する形で、その差は急速に縮小している（図表1-1）。

■ 図表 1 - 1 開業率・廃業率の推移



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

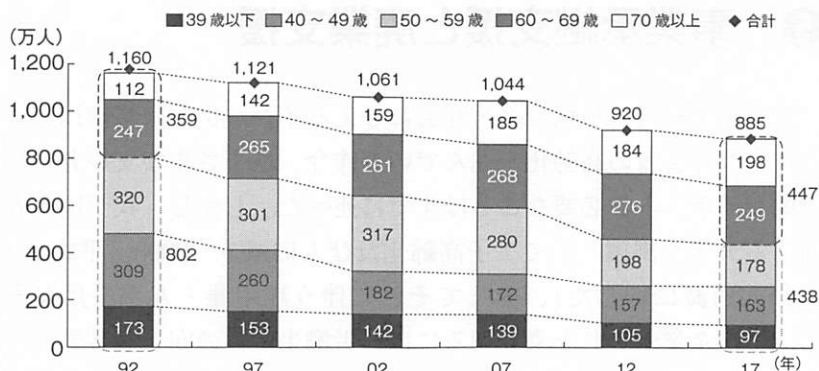
- (注) 1. 開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数 / 前年度末の適用事業所数である。
 2. 廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数 / 前年度末の適用事業所数である。
 3. 適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である(雇用保険法第5条)。

(出典) 2021年版「中小企業白書」1 - 140頁

我が国企業の経営の担い手の数の推移をみると、59歳以下の経営の担い手は、1992（平成4）年から2017（平成29）年にかけて約45%減少しており、他方で同じ期間で、60歳以上の経営の担い手は約25%増加している。2017（平成29）年時点で、経営の担い手の数は、60歳以上が59歳以下を上回っている（図表1-2）。

なお、最新の調査は2023（令和5）年に行われる予定であるが、傾向は変わらないと思われる。2020（令和2）年も70歳以上の割合が高まっており、60歳～69歳までの割合が減少しているところから、事業承継の実施企業と未実施企業との二極化が進んでいる様子が見てとれる。いずれにしても、地域経済や雇用の維持を図るためには、経営の担い手の若返りを通じて有用な事業・経営資源を次世代に引き継ぐことが重要であることがわかるのである（図表1-3）。

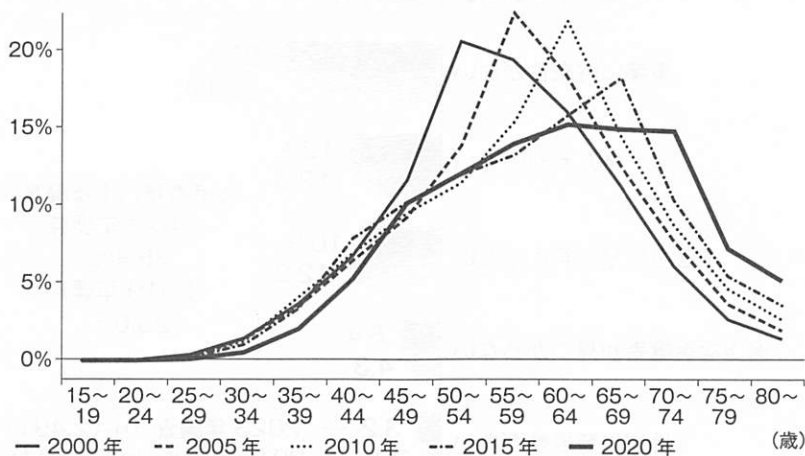
■ 図表 1 - 2 経営の担い手の推移



資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工（最新の調査は令和5年実施予定）

- (注) 1. ここでいう経営の担い手とは、会社などの役員又は自営業主と回答した者をいう。
 2. 会社などの役員には、法人の代表者でない者も含まれるため、企業数よりも多い数となる。
 3. 全産業を対象としている。

■ 図表 1 - 3 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



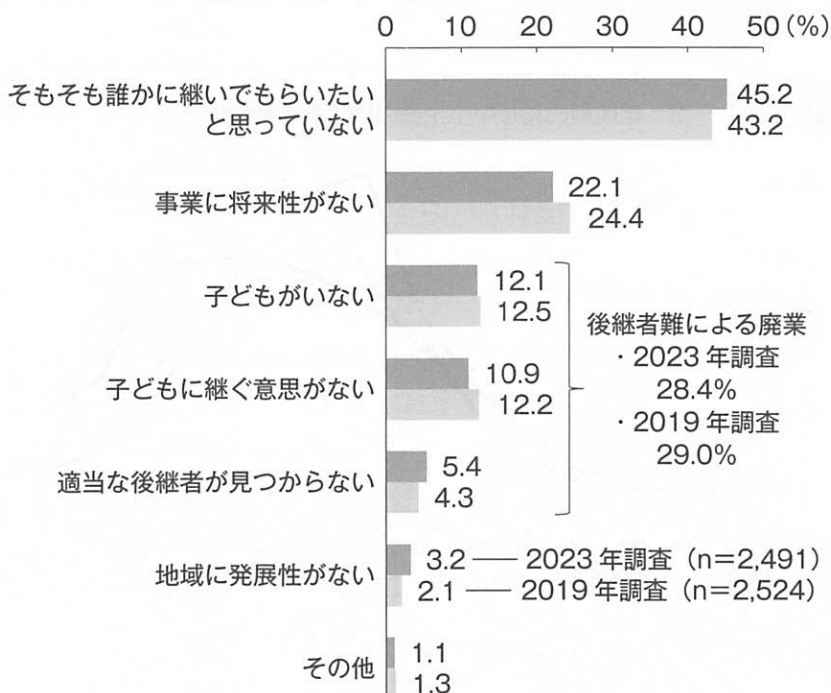
資料：(株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

- (注) 「2020年」については、2020年9月時点のデータを集計している
 (出典) 2022年版「中小企業白書」I-92頁

⑤ 事業承継支援と廃業支援

中小企業経営の地域経済・社会に与えるインパクトは想像以上に大きく、経営者の高齢化が進んでいる昨今、さまざまな支援者の総合的なサポートが必要なことはすでに述べた。しかし、我が国が直面する大きな課題として少子高齢化及び人口減少（2008（平成20）年に人口減に転じた）、そしてそれに伴う雇用難・人手不足がある。中小企業がそれを乗り切るには、労働生産性の向上が必要にな

■ 図表 1-4 廃業理由（廃業予定企業）



(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」

るのであるが、それには廃業を支援しつつ、過剰な中小企業の整理が必要となるという意見もある。また、日本政策金融公庫が2023（令和5）年に中小企業4,465社に対して行った調査によれば、調査対象企業のうち60歳以上の経営者の約半数が廃業を予定していると回答している。その廃業の理由は、「①そもそも誰かに継いでもらいたいと思っていない」（45.2%）、「②事業に将来性がない」（22.1%）に続いて、「子供がいない」、「子供に継ぐ意思がない」、「適当な後継者が見つからない」といって後継者難を挙げる経営者が合計で28.4%に達した（図表1-4）。

ガイドラインでは、後継難の背景を、近年の息子・娘の職業選択の自由をより尊重する考え方の広がりや、足元の業績から予測される自社の不透明な将来性に対する不安の増大を挙げている。

ガイドラインにおいても、企業再生をしつつ事業承継の可能性を探りながらも、やむを得ず事業承継を断念することとなった場合には、廃業を決断した経営者が、債務超過に追い込まれて倒産することがないように、ある程度経営余力があるうちに、計画的な事業終了に向けた準備をすることが好ましいとしている。

株式会社経営共創基盤CEOの富山和彦氏は、人手不足がますます深刻になるであろう昨今、人手不足には、低賃金労働に頼らず労働生産性を挙げることで対応すべきであるとしている。中小企業をサポートする支援者には企業再生や廃業の相談に乗れる資質を備えることが必要だと思われるゆえんである。

⑥ 親族外承継の動向

事業承継案件の全体数のうちに親族内承継が占める割合が急激に落ち込んでおり、その理由は図表1-4の廃業理由から推察できる。承継する子供がいない、又はいても承継の意思がないなど親族に承継者が見当たらない理由が廃業理由の3割程度であることから

類推しても、承継者として親族外を対象にせざるを得ない現状は容易に推測できる。

親族外承継は、実際に経営に関わってきた従業員承継か、株式譲渡や事業譲渡に代表される Q&A に分類することができる。

その背景には、従業員承継についての課題である、資金確保の問題が種類株式や従業員持株会などのスキーム活用や事業承継税制の対象となったことなどにより、よりスムーズになったこと。また、M&Aセンターなど民間の機関が充実していることや日本政策金融公庫などの金融機関がマッチング事業を行うなど、国や民間の承継支援が浸透してきたことなどが一因として挙げられる。

また、「事業引継ぎガイドライン」を全面改定した「中小M&Aガイドライン」が令和2年3月に策定されたこともその推進に役買っていると思われる。さらに、M&Aの成功のカギを握る、成約後のモニタリングを示した「中小PMIガイドライン」が令和4年3月に策定されたことも、従業員承継やM&Aの追い風になることが期待される。

7 狭義の事業承継税制の活用実態

現在の中小企業の経営者の年齢層のピークが65歳～70歳にあることを勘案すると、今後の10年間に事業譲渡を含む事業承継は数十万件を超えると推察できる。ところが、東京商工会議所の2022（令和4）年7月の意見書によると、制度創設以来の申請件数が1万件程度であるが、その申請件数が低迷している現状から、狭義の事業承継税制の必要のない、あるいは適用要件を満たさない中小企業の事業承継の悩みの解消にはほど遠いことがわかる。

認定支援機関であり中小企業の経営に関心を寄せる弁護士・税理士は、高株価の会社に対する支援として、特例事業承継制度の活用の吟味を進めると同時に、低株価の会社に対して、他の事業承継手